

宮古市港湾振興ビジョン

(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

令和7年3月

岩手県宮古市

目 次

1	港湾振興ビジョン策定の趣旨.....	1
	（1）ビジョン策定の目的、性格等.....	1
	（2）計画期間.....	1
2	施策の方向性.....	2
	（1）宮古港の将来像.....	2
	（2）宮古港振興の基本戦略.....	3
	物流・産業.....	3
	観光・交流.....	4
	安全・安心.....	5
	教育・余暇.....	5
3	重点施策（コア・プロジェクト）.....	6
	（1）コア・プロジェクト.....	6
	（2）重点施策に関する目標指標、目標年次（達成目標）.....	7
	（3）重点施策展開のスケジュール.....	8

<資料>

1	宮古港の概況.....	10
2	「宮古市港湾振興ビジョン」の実績検証 2024（令和6）年5月.....	12
	【資料】宮古市産業振興条例.....	13
	【資料】宮古市港湾振興ビジョン策定委員会要綱.....	15

1 港湾振興ビジョン策定の趣旨

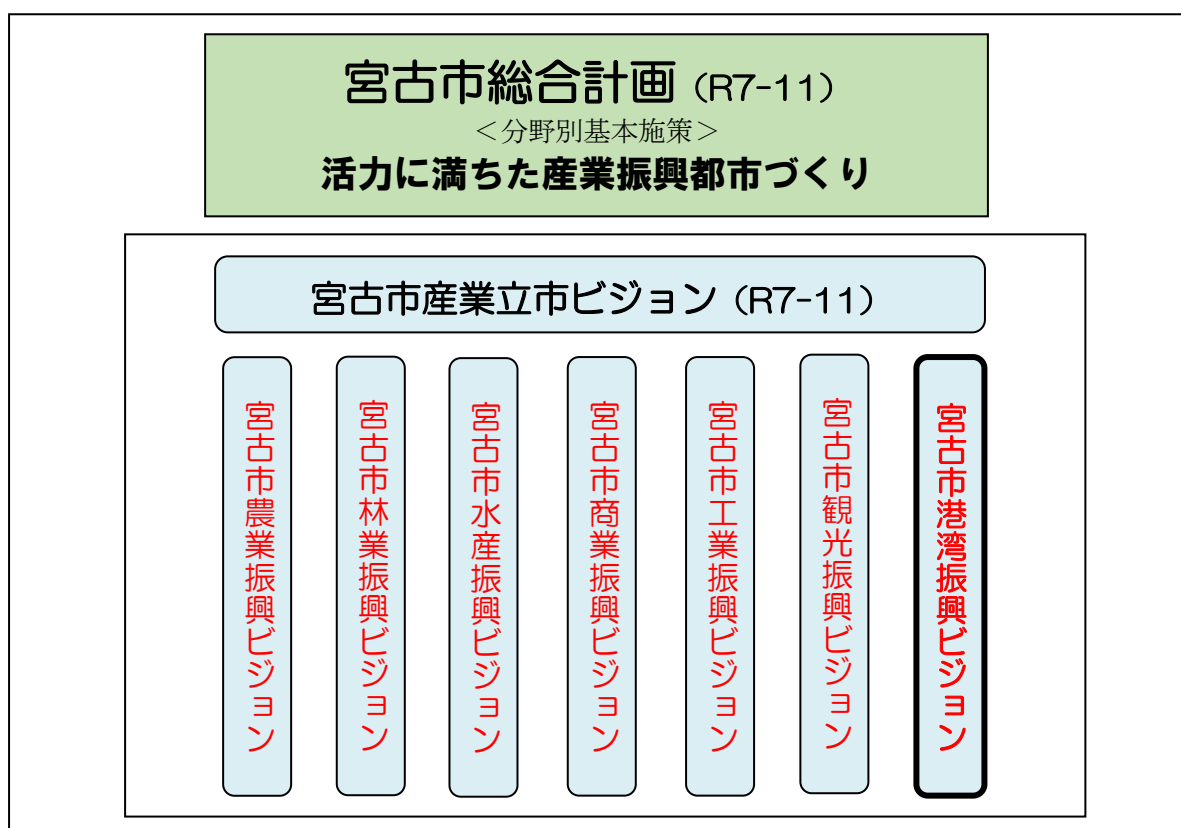
(1) ビジョン策定の目的、性格等

本ビジョンは、宮古市総合計画を上位計画とした「宮古市産業立市ビジョン」の分野別計画で、港湾分野の重点事業(コア・プロジェクト)を定めるものです。

重点事業(コア・プロジェクト)は、港湾管理者である岩手県が2021(令和3)年2月に策定した「宮古港長期構想」などの関連計画と調整しながら推進します。

(2) 計画期間

本ビジョンの計画期間は、「宮古市産業立市ビジョン」の計画期間である 2025(令和7)年度から 2029(令和11)年度までの5ヵ年とします。



【 宮古市総合計画における港湾分野施策の体系 】

三陸沿岸地域の拠点都市としての基盤形成

【施策】

港湾機能の整備と充実

【基本事業】

- 1 港湾機能の強化促進
- 2 耐震強化岸壁の整備促進

活力に満ちた産業振興都市づくり

【施策】

港 湾 の 利 用 促 進

【基本事業】

- 1 取扱貨物量の拡大
- 2 港湾の活用

2 施策の方向性

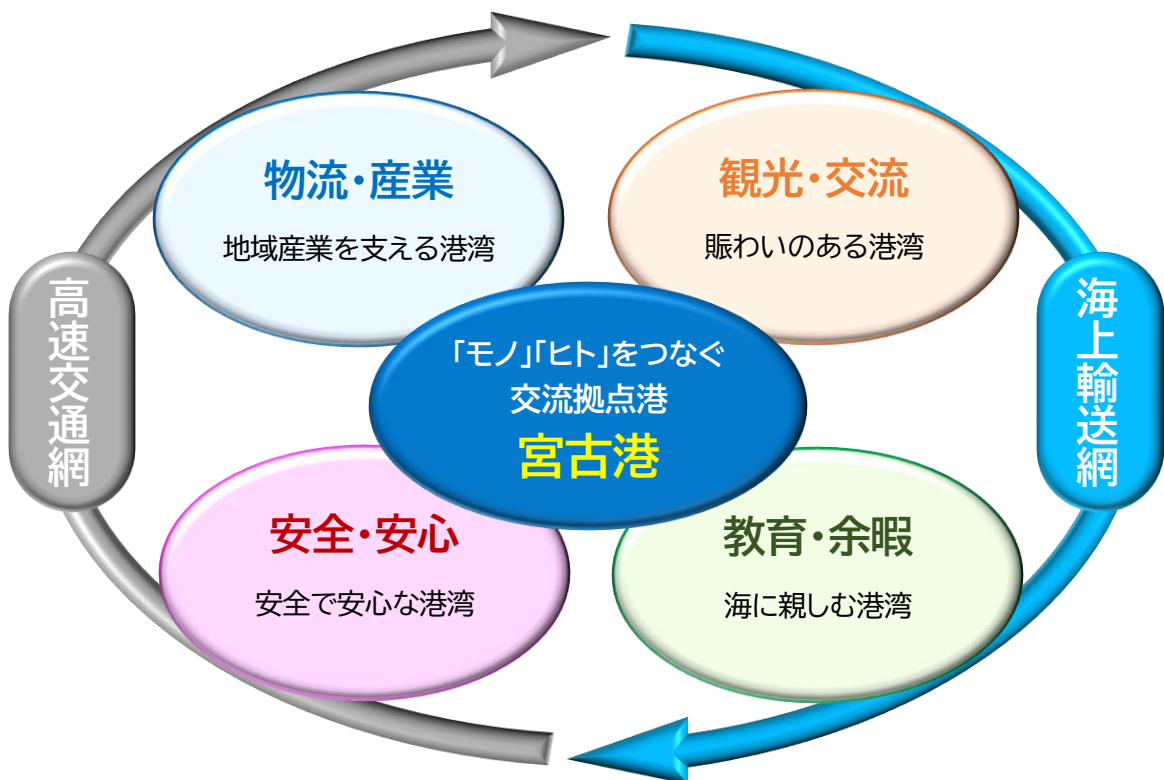
(1) 宮古港の将来像

2021(令和3)年に三陸沿岸道路と宮古盛岡横断道路の全線が開通し、三陸沿岸道路沿線で唯一インターチェンジが港湾に直結する宮古港の利便性は飛躍的に向上しました。

今後、宮古港は、高速交通体系と海上交通の結節点として、そのアクセスの良さをアピールするとともに、他港との差別化を図り、優位性を明確に打ち出すことで、内陸部を含めた背後圏と全国各地との「モノ」と「ヒト」のネットワークを形成・強化していく必要があります。

宮古港の将来像は、2021(令和3)年2月に岩手県が策定した「宮古港長期構想」で示された以下の4項目を柱とし、地域産業と住民生活を支え、海の玄関口として交流人口の増加を図る「交流拠点港」として発展することで、さらなる港湾や周辺機能の整備・強化につなげ、地域産業の発展に寄与することを目指します。

物流・産業	地域産業を支える港湾(地域産業に資する港湾機能の向上)
観光・交流	賑わいのある港湾(観光による地域振興の推進)
安全・安心	安全で安心な港湾(災害に強い安全安心な港湾機能の強化)
教育・余暇	海に親しむ港湾(海に親しむ環境の創出)



(2) 宮古港振興の基本戦略

物流・産業

基本施策	施策の方向性
物流拠点の形成	① 港内静穏度の向上
	② フェリー航路の早期寄港再開
	③ 新規定期航路の誘致
	④ バルク貨物の利用拡大
	⑤ 既存コンテナ航路の利用ニーズの把握
	⑥ 新分野(カーボンニュートラル等)での港湾利用促進

① 港内静穏度の向上

ア) 新設防波堤の整備など港内静穏度向上に必要な対策の早期実施に向けた取り組みの推進(国・県への要望)

② フェリー航路の早期寄港再開

ア) 関係団体等と連携したフェリー運航会社への再開要望の強化

イ) 利用可能性(潜在需要)貨物の把握・創出

ウ) 荷主・物流企業のニーズに応じた宮古港利用メリットの明確化と発信の強化

エ) 港湾機能(タグボートの常駐を含む)の維持・強化に向けた取り組みの推進

オ) 藤原ふ頭工業団地等への企業(港湾を利用する製造業・物流拠点等)立地促進

カ) モーダルシフト(海上輸送)への誘導に向けた取り組み(利便性周知、道路改善要望、物流拠点等の立地等)の推進

キ) 陸送体制の強化・充実にに向けた調査・研究

③ 新規定期航路の誘致

ア) 利用可能性(潜在需要)貨物の動向把握

イ) 新規航路(フェリー、RORO船等)の誘致の可能性調査・研究

④ バルク貨物の利用拡大

ア) 利用可能性(潜在需要)貨物の把握・創出

イ) 港湾利用企業のニーズに応じた宮古港利用メリットの明確化と発信の強化

ウ) 港湾機能(新設臨港道路、上屋の整備等)の強化に向けた取り組みの推進

エ) 貨物の利用形態に応じたふ頭機能の分担、整理に向けた関係機関及び企業との調整

オ) 藤原ふ頭工業団地等への企業(港湾を利用する製造業・物流拠点等)立地促進

カ) 「貨物一時預かり港」としての機能強化

⑤ 既存コンテナ航路の利用ニーズの把握

ア) 利用可能性(潜在需要)貨物の動向把握

⑥ 新分野(カーボンニュートラル等)での港湾利用促進

ア) 再生可能エネルギー(陸上・洋上風力、バイオマス等)や次世代エネルギー(水素、アンモニア等)の資機材・原材料等搬入港としての利用可能性の調査・研究

イ) ILC関連の資機材搬入港としての利用可能性の調査・研究



【宮古港長期構想から引用（20～30 年先のイメージ）】

観光・交流

基本施策	施策の方向性
観光・交流拠点の形成	① クルーズ船受入環境・態勢の強化
	② 出崎地区の利活用促進

① クルーズ船受入環境・態勢の強化

- ア) クルーズ船の寄港増加と大型化に対応した受入環境の強化(新設岸壁の整備、港内交通環境の改善)に向けた取り組みの推進
- イ) 関係施設・団体、ガイド、通訳、サポーター及び学校等との連携による受入態勢の構築
- ウ) 多様な乗船客の寄港満足度向上のためのツアーコンテンツの拡充と受入態勢の強化に向けた関係団体・広域自治体との連携した取り組みの推進
- エ) 地元経済への波及効果拡大(「モノ消費」「コト消費」の拡大)を追求したメニューの構築やキャッシュレス決済などの環境整備に向けた取り組みの強化
- オ) 船社、船舶代理店、チャーターラー及びランドオペレーター等との連携強化

② 出崎地区の利活用促進

- ア) 潮だまり、海釣りエリアなど施設の利用促進に向けた情報発信の強化
- イ) 浄土ヶ浜地区及び藤原・神林地区との機能連携による遊覧船の利活用促進と新たな体験などのコンテンツの構築
- ウ) 出崎地区全体の魅力向上に向けた既存施設・イベントとの連携及び水産資源の活用による取り組みの推進



【宮古港長期構想から引用
(20～30 年先のイメージ)】



【「宮古うみねこ丸」が接岸する出崎ふ頭】

安全・安心

基本施策	施策の方向性
防災機能の強化	① 耐震強化岸壁の整備
	② 津波避難のための環境整備

① 耐震強化岸壁の整備

ア) 災害に備えた耐震強化岸壁の早急な整備に向けた取り組みの推進(国・県への要望)

② 津波避難のための環境整備

ア) 安全に避難しやすい環境とするための誘導標識の整備や、岩手県が策定する避難計画見直し時の連携、避難訓練の適切な実施などの環境整備の促進

教育・余暇

基本施策	施策の方向性
海洋レクリエーション機能の充実	① リアスハーバー宮古の利活用促進
	② 神林木材港の利活用
	③ リアスハーバー宮古外郭施設等の整備促進

① リアスハーバー宮古の利活用促進

ア) 出崎地区との機能連携による新たな体験等コンテンツの構築

イ) 関連施設・団体等との連携による情報発信機能の強化

② 神林木材港の利活用

ア) 様々な機能(木材港、レクリエーション、漁業者)に応じた利用調整と利用状況を勘案した配置計画の作成及び利用ルール・マナーの徹底に向けた取り組みの推進

イ) 木材港機能との効率的な住み分けによる適切な施設配置(新設栈橋の整備等)に向けた検討・調査等の取り組みの推進

ウ) 放置艇対策(保管能力の向上と規制措置等)に関する関係機関等との協議・検討の推進

③ リアスハーバー宮古外郭施設等の整備促進

ア) 静穏度の向上のための「リアスハーバー宮古」前面の防波堤整備の促進(国・県への要望)

3 重点施策（コア・プロジェクト）

(1) コア・プロジェクト

宮古市総合計画における「港湾機能の整備と充実」と「港湾の利用促進」を図るため、次のようにコア・プロジェクトを定め、計画期間内での取り組みを推進します。

重点施策	施策の内容	具体例等
1 フェリー航路早期再開・新規定期航路誘致事業	(1)フェリー運航会社への再開要望の強化 (2)貨物動向とニーズの把握 (3)寄港再開に必要な環境の整備 (4)関係機関等との連携強化 (5)新規定期航路の誘致	①船社・関係機関等との情報共有体制の維持・強化 ②貨物・物流動向調査結果に基づく宮古港利用可能性貨物・企業のリスト化 ③利用可能性企業へのポートセールスの推進 ④トライアル寄港等の実証事業実施に向けた検討 ⑤港湾機能（タグボート含む）の維持・強化 ⑥室蘭市との事業連携 ⑦新規航路誘致の可能性の調査・研究及びポートセールスの推進
2 物流拠点の形成事業	(1)港内静穏度の向上 (2)貨物動向とニーズの把握 (3)港湾利用企業・地元企業との連携強化 (4)港湾利用企業・物流拠点等の新規立地に向けた取り組み強化 (5)港湾利用促進のためのインセンティブ等の見直し (6)再生可能エネルギー資機材等搬入港としての利用可能性の調査・研究	①静穏度向上対策の早期実施に向けた取り組みの推進 ②貨物・物流動向調査結果を踏まえた貨物増加戦略の構築 ③貨物創出に向けた研究 ④貨物増加戦略に基づくポートセールスの推進 ⑤補助メニューの周知及びニーズに応じた見直し ⑥港湾利用企業の立地促進 ⑦上屋の整備など港湾機能強化に向けた取り組みの推進 ⑧再生可能エネルギーの推進と港湾利用に向けた調査・研究
3 クルーズ船誘致事業	(1)受入環境・態勢の強化 (2)上質な寄港地観光造成に向けた関係団体等との連携強化	①関係団体、ガイド、通訳等と連携した受入態勢の構築 ②関係団体及び広域自治体と連携したツアーコンテン

	(3)地域への波及効果拡大のための環境整備 (4)船社等への情報発信強化	ツの造成・磨き上げ ③消費拡大のための環境整備と体験等メニューの充実 ④ポートセールス及び媒体等を通じた情報発信の強化
4 港湾からの賑わい創出事業	(1)出崎地区の魅力向上 (2)港湾施設の連携強化 (3)神林木材港の施設配置の整理に向けた検討 (4)フェリーターミナルの利活用促進	①出崎地区施設の利用促進事業の実施 ②遊覧船の利活用促進 ③出崎地区、浄土ヶ浜地区、神林地区をつなぐ体験メニューの造成 ④木材港機能との効率的な住み分けによる施設配置の整理に向けた関係機関・団体との協議等取り組みの推進 ⑤放置艇対策のための関係機関・団体との調整の実施 ⑥フェリーターミナルを活用した港湾関係事業等の実施
5 防災機能の強化事業	(1)耐震強化岸壁の整備促進 (2)津波避難のための環境整備	①耐震強化岸壁の早期整備に向けた取り組みの推進 ②安全な津波避難に向けた環境整備の促進、関係機関との連携の強化

(2)重点施策に関する目標指標、目標年次(達成目標)

コア・プロジェクトの推進のため、宮古市総合計画(実施計画)との整合性を図りながら、施策に関する目標指標、目標年次(達成目標)を定めます。

	施策名	関連する目標指標	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
1	フェリー航路早期再開	① 誘致航路数 (航路)	1	0	2
2	物流機能強化促進	② 港湾取扱貨物量(千t)	730	249	800
		③ 一時預かり貨物取扱補助額 (万円)	455	123	500
		④ 上屋の整備 (着手・未着手)	未着手	未着手	着手
		⑤ 港湾利用型企業の新規立地数 (件)	0	0	1

3	クルーズ船誘致	⑥ 客船寄港回数 (回)	5	8	16
4	港湾からの賑わい創出	⑦ リアスハーバー宮古外郭施設の整備 (計・未計)	未着手	未着手	着手
5	防災機能の強化	⑧ 耐震強化岸壁の整備 (着手・未着手)	未着手	未着手	着手

※宮古市総合計画の目標指標、目標値をコア・プロジェクトの重点施策と関連付けたもの

※目標値の考え方

- ①フェリー航路再開及び新たな航路の誘致を目指すもの
- ②取扱貨物量の増加を目指すもの
- ③東日本大震災前の2010(平成22)年度の実績を上回ることを目指すもの
- ④事業着手を目指すもの
- ⑤港湾利用型の新たな企業の立地を目指すもの
- ⑥国内外のクルーズ船の寄港回数増加を目指すもの
- ⑦事業着手を目指すもの
- ⑧事業着手を目指すもの

(3)重点施策展開のスケジュール

コア・プロジェクトは、次のスケジュールにより取り組みを推進します。

重点目標／施策	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
1 フェリー航路早期再開					
① 情報共有体制の維持強化					
② 貨物・物流動向調査、分析					
③ 再開要望・ポートセールスの推進					
④ 実証事業等の実施					
⑤ 港湾機能の維持・強化					
⑥ 室蘭市との事業連携					
⑦ 新規航路誘致の調査・研究					
2 物流機能強化促進					
① 静穏度向上対策の早期実施の推進					
② 貨物増加戦略の構築					
③ 貨物創出に向けた研究					
④ ポートセールスの推進					
⑤ 補助メニューの見直し					
⑥ 港湾利用企業の立地					
⑦ 港湾機能の強化					
⑧ 再生可能エネルギー関連の研究					
3 クルーズ船誘致					
①② 関係団体等との連携会議の開催					
③ 環境整備と体験メニューの充実等					
④ 情報発信					
4 港湾からの賑わい創出					

① 施設利用促進事業の実施	→ ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ →
② 遊覧船を活用した取り組みの実施	→ ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ →
③ 体験メニューの造成	→ ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ →
④ 施設配置の整理に向けた協議	→ ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ →
⑤ 放置艇対策に向けた調整	→ ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ →
⑥ 港湾関係事業の実施	→ ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ →
5 防災機能の強化	→ →
① 耐震強化岸壁の整備促進	→ ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ →
② 津波避難のための環境整備	→ ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ → ■ →

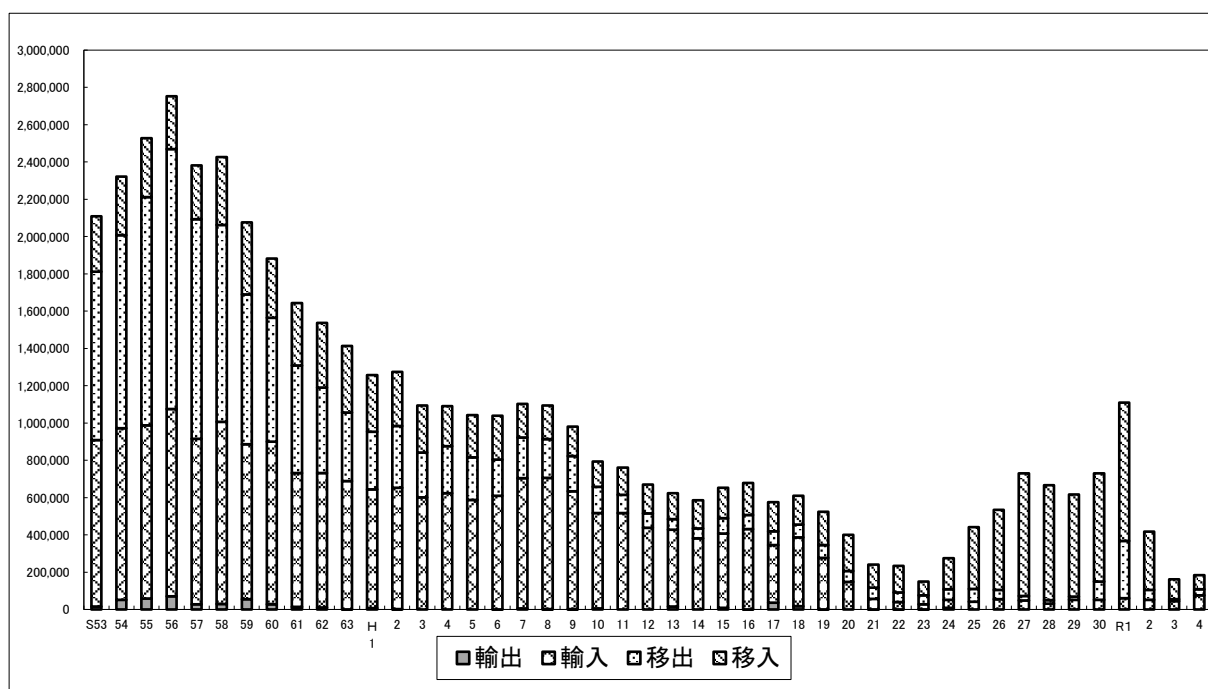
【資料】

1 宮古港の概況

(1) 海上出入貨物の状況（年次比較表）

（単位：トン）

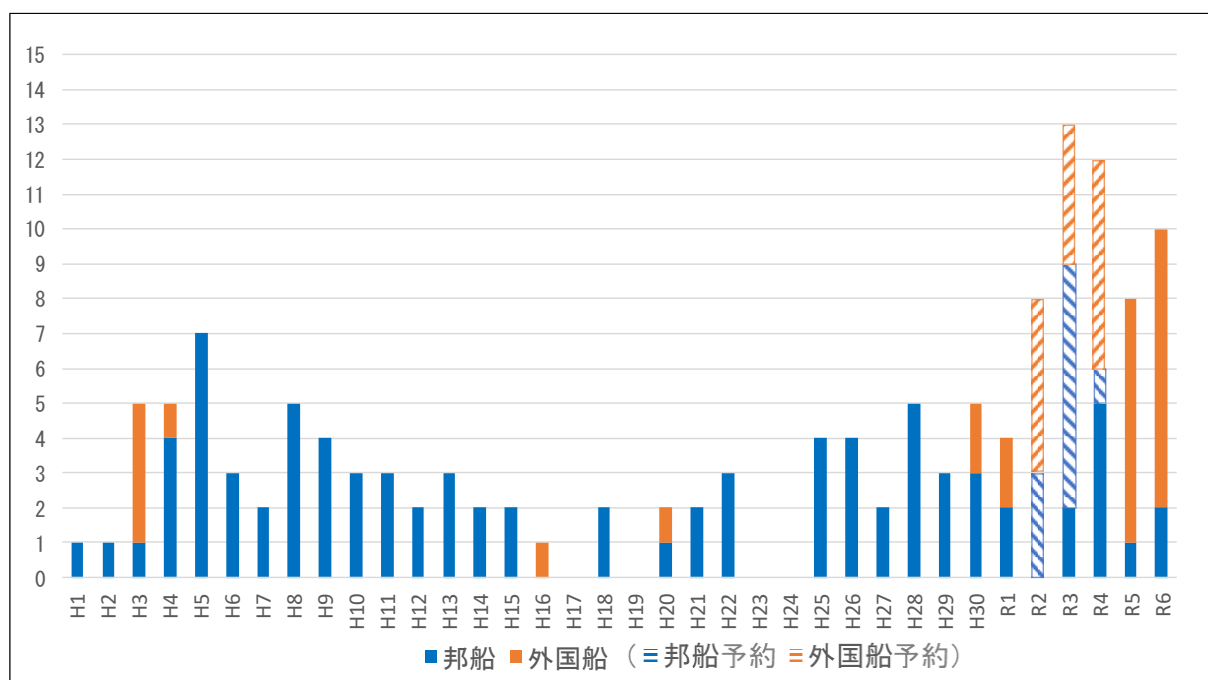
	外貿			内貿			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
S53	15,420	893,760	909,180	902,605	296,305	1,198,910	2,108,090
54	52,677	919,840	972,517	1,035,032	314,971	1,350,003	2,322,520
55	58,596	929,636	988,232	1,223,379	316,155	1,539,534	2,527,766
56	71,431	1,002,989	1,074,420	1,395,039	283,974	1,679,013	2,753,433
57	27,825	888,111	915,936	1,177,117	288,077	1,465,194	2,381,130
58	28,806	976,988	1,005,794	1,055,825	364,747	1,420,572	2,426,366
59	54,853	832,211	887,064	802,734	385,930	1,188,664	2,075,728
60	27,950	871,831	899,781	665,559	315,980	981,539	1,881,320
61	14,200	718,132	732,332	576,310	335,406	911,716	1,644,048
62	10,450	722,098	732,548	457,200	346,502	803,702	1,536,250
63	500	688,956	689,456	367,321	356,900	724,221	1,413,677
H1	7,800	636,080	643,880	310,045	302,971	613,016	1,256,896
2	1,400	651,860	653,260	331,668	288,900	620,568	1,273,828
3		600,774	600,774	241,716	251,479	493,195	1,093,969
4		624,276	624,276	252,301	214,323	466,624	1,090,900
5		587,406	587,406	227,829	227,469	455,298	1,042,704
6	970	608,553	609,523	194,658	234,286	428,944	1,038,467
7	5,945	697,625	703,570	218,750	179,589	398,339	1,101,909
8	1,959	703,635	705,594	207,338	181,725	389,063	1,094,657
9	2,108	632,393	634,501	188,927	157,338	346,265	980,766
10	5,945	511,062	517,007	141,518	135,453	276,971	793,978
11		517,771	517,771	97,722	144,741	242,463	760,234
12		437,873	437,873	78,321	153,522	231,843	669,716
13	15,000	412,681	427,681	57,423	137,788	195,211	622,892
14		381,644	381,644	53,326	151,536	204,862	586,506
15	9,000	398,229	407,229	82,808	162,860	245,668	652,897
16	179	430,949	431,128	75,155	172,161	247,316	678,444
17	36,000	309,223	345,223	73,223	157,820	231,043	576,266
18	18,000	367,881	385,881	68,777	155,985	224,762	610,643
19	126	275,946	276,072	69,876	178,121	247,997	524,069
20		148,226	148,226	58,910	192,474	251,384	399,610
21	3	56,432	56,435	60,115	123,325	183,440	239,875
22	300	38,965	39,265	51,709	142,997	194,706	233,971
23	305	27,520	27,825	47,571	74,746	122,317	150,142
24	9,218	42,414	51,632	56,949	166,853	223,802	275,434
25		42,363	42,363	67,878	331,396	399,274	441,637
26		55,758	55,758	49,915	427,812	477,727	533,485
27		47,745	47,745	24,498	657,958	682,456	730,201
28		31,782	31,782	18,838	616,254	635,092	666,874
29		52,329	52,329	16,148	548,585	564,733	617,062
30		51,200	51,200	97,977	581,252	679,229	730,429
R1		60,530	60,530	308,048	741,378	1,049,426	1,109,956
2		51,651	51,651	52,884	313,745	366,629	418,280
3		44,518	44,518	11,511	105,434	116,945	161,463
4		75,212	75,212	33,951	74,156	108,107	183,319



出典 令和4年岩手県港湾統計年報（岩手県県土整備部港湾空港課）

（２） クルーズ船寄港数の推移

（単位：回）



※R2～R4 の予約数は、船社ホームページでクルーズが正式に発表（販売）されたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったもの（バース予約のみのものは含めない）

R6 より客船寄港回数のカウント方法は、宮古港発着のチャータークルーズ等で、他港へ1箇所以上寄港するクルーズの場合は、出発で1回、帰着で1回と、一つのチャータークルーズでの寄港回数は「2回」とカウントする。（国の統計のカウント方法と合わせる）

2 「宮古市港湾振興ビジョン」の実績検証 2024（令和6）年5月

（1）計画の期間

2022（令和4）年から2024（令和6）年までの3年間

（2）基本目標（数値目標）の実績

客船寄港回数については、コロナ禍により一時減少したものの、その後は外国クルーズ船寄港の増加により年々増加しており、目標年である2024(令和6)年度も10回の寄港回数となる見込みで、目標値を達成している。

その他は、目標未達成であることから、課題の整理、効果的な取り組みの検討を引き続き行っていく必要がある。

基本目標	参考 2019(R1)	参考 2020(R2)	参考 2021(R3)	実績 2022(R4)	実績 2023(R5)	達成度 (%)	目標 2024(R6)
誘致航路数（航路）	1	0	0	0	0	0.0	2
港湾取扱貨物量 （千t）	1,110	373	161	183	249	31.1	800
一時預かり貨物取扱 補助額（万円）	205	137	148	75	123	24.6	500
県営上屋の整備 （着手・未着手）	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手	0.0	着手
誘致企業数（件）	0	0	0	0	0	0.0	1
客船寄港回数（回）	4	0	2	5	8	100.0	8
リアスハーバー宮古 外郭施設の整備 （着手・未着手）	未着手	未着手	未着手	未着手	未着手	0.0	着手

※ 達成度(%)は、目標値に対する直近の公表済実績値によるもの

【資料】

○宮古市産業振興条例

平成28年3月28日 条例第21号

（目的）

第1条 この条例は、市の産業の発展と地域経済の更なる活性化を図るため、産業の振興に関し、基本理念を定め、市、事業者及び産業関係団体の役割及び責務を明らかにするとともに、産業の振興に関し基本となる事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化を促進し、もって地域社会の発展及び市民生活の一層の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- （2）産業関係団体 商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、観光文化交流協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、産業関係団体及び市民が相互に協力して推進されなければならない。

（基本方針）

第4条 市における産業の振興は、次に掲げる方針を基本として推進されなければならない。

- （1）事業者が自らの創意工夫を生かして事業活動に取り組むこと。
- （2）事業者が他の産業との連携、事業の継続及び継承、事業に係る技能の継承、研究開発の推進並びに新たな事業分野への事業展開に取り組むこと。
- （3）事業者が環境保全の観点に立った事業活動に積極的に取り組むこと。
- （4）市、事業者及び産業関係団体が相互に連携して、市の特徴を生かした産業を発展させること。
- （5）市、事業者及び産業関係団体が社会的な責任を認識し、その責任を果たすことができる事業の創造に取り組むこと。

（市の役割及び責務）

第5条 市は、事業者及び産業関係団体と連携し、産業の振興に関する施策を推進するものとする。

2 市は、産業の振興に関する施策の推進に当たっては、国及び岩手県その他の地方公共

団体との連携に努めるものとする。

3 市は、事業者の受注の機会の拡大に努めるものとする。

（事業者の役割及び責務）

第6条 事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の向上に努めるものとする。

2 事業者は、産業関係団体に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業の振興に関する施策及び産業関係団体が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

3 市内の商店街において事業を営む者は、当該商店街で事業を営む者が組織する産業関係団体に加入するよう努めるものとする。

（産業関係団体の役割及び責務）

第7条 産業関係団体は、事業者の自主的な努力及び創意工夫の取組並びに産業間又は事業者間の連携を支援し、情報の発信に努めるとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 産業関係団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、主体的に、又は市と連携して、産業の振興に関する施策及び地域の活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第8条 市民は、産業の振興が地域の活性化に寄与することについて理解を深めるとともに、市が行う産業の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

（産業の振興に関する意見交換会の開催）

第9条 市長は、産業の振興に関する施策を推進するため、意見交換会等の必要な会議を開催するものとする。

（補則）

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【資料】

宮古市港湾振興ビジョン策定委員会要綱

平成27年8月17日 告示第164号

改正 令和元年7月11日告示第20号

改正 令和6年4月30日告示第103号

(設置)

第1条 宮古市港湾振興ビジョンの策定に関し意見を求めるため、宮古市港湾振興ビジョン策定委員会を置く。

(組織)

第2条 宮古市港湾振興ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から宮古市港湾振興ビジョンの策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業振興部企業立地港湾課において処理する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この告示は、平成27年8月17日から施行する。

2 宮古市港湾振興ビジョン策定委員会要綱(平成20年宮古市告示第103号)は、廃止する。

附 則(令和元年7月11日告示第20号)

この告示は、令和元年7月11日から施行する。

附 則(令和6年4月30日告示第103号)

この告示は、令和6年4月30日から施行する。

宮古市港湾振興ビジョン策定委員会 委員名簿

(任期：令和6年8月2日から策定完了まで)

No.	役職	所属等	職 名	氏 名
1	委員長	岩手県トラック協会宮古支部	支部長	佐々木 久志
2	副委員長	東北地方整備局釜石港湾事務所	所長	小 岩 利 弘
3	委 員	片倉コープアグリ株式会社宮古工場	工場長	丹 波 進
4	委 員	宮古商工会議所	議員	及 川 元
5	委 員	宮古漁業協同組合	総務部長兼庶務課長 兼総括ふ化場長	米 澤 拓
6	委 員	一般社団法人陸中宮古青年会議所	専務理事	吉 田 友 太
7	委 員	東北運輸局岩手運輸支局	次長	菊 地 隆
8	委 員	函館税関釜石税関支署宮古出張所	所長	堀 口 真衣子
9	委 員	岩手県県土整備部港湾空港課	総括課長	伊 藤 秋 彦
10	委 員	宮古港湾運送株式会社	取締役事業部長	山 口 智 弘
11	委 員	特定非営利活動法人いわてマリンフィールド	理事	澤 田 和 嘉 子
12	委 員	宮古市国際交流協会	事務局員	伊 藤 祥 子

(敬称略)